

助言又は指導に対する方針書

22年 9月 27日

(あて先) 鎌倉市長

事業者 住所 鎌倉市岩瀬1420番地
 氏名 学校法人 鎌倉女子大学
 理事長 榎井 一光
 電話 0467(44)2111(代)
 代理人 住所 〒248-0032 鎌倉市津890番1
 氏名 株式会社 ホーコー技研
 代表取締役 松 居 建 治
 電話 電話 0467 (31) 4 3 2 5

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

次のとおり、助言又は指導に対する方針書を提出します。

事業区域	地名地番	鎌倉市大船六丁目560番1号か13筆	
	面積	57,442.63 m ²	
項目	助言又は指導の内容		助言又は指導に対する方針
	別紙のとおり		別紙のとおり

(注) 大規模開発事業届出書の提出時の添付図面から変更を生じる場合は、図面を添付してください。



鎌倉女子大学学術研究棟増築計画に伴う方針書

助言又は指導	方 針
<p>1 まちづくり施策の推進について</p>	
<p>計画地は、「大船駅周辺地区都市づくり基本計画（案）」、「鎌倉芸術館周辺のまちづくり方針」におけるまちづくりの対象区域に含まれており、さらに個別の方針等として、「鎌倉女子大学大船キャンパスのまちづくり基本方針」、「鎌倉芸術館周辺地区地区計画」により、まちづくりを推進する地区としている。また、「緑化推進重点地区」、「景観計画特定地区」などにも指定されていることから、土地利用にあたっては、本市のまちづくりにおける文化・教育の発信拠点として、これらのまちづくり施策を推進すること。</p> <p>(1) 「大船駅周辺地区都市づくり基本計画（案）」、「鎌倉芸術館周辺のまちづくり方針」について ◇まちづくりの将来イメージにおける、文化・教育の発信拠点としてふさわしいまち並みや景観創出への協力を努め、増築に伴う緑量の減少は最小限に抑え、るとともに、積極的な緑化により緑豊かなキャンパス環境の維持に努めること。 ◇「鎌倉女子大学大船キャンパスのまちづくり基本方針」に基づき、環境共生型キャンパスの創造に向けた施設整備に努めること。</p>	<p>本学は、大船の文化の象徴でもあった松竹大船撮影所跡地に、「大船駅周辺地区都市づくり基本計画（案）」などのまちづくりのマスタープランに適合するかたちで開学をいたしました。今回の学術研究棟の増築計画は、学問の府として地域に貢献するための教育機能の充実であり、本学もエリアに含まれた多くのまちづくり計画に適合することは勿論、鎌倉・大船のまちづくりにおける文化・教育の発信拠点の一翼を引き続き担えるものとし、これらまちづくりを推進して参ります。</p> <p>(1) ◇本学キャンパスは、地域住民、地元企業、そして市の協働により策定された「鎌倉芸術館周辺地区まちづくり（平成10年10月）」及び「鎌倉女子大学大船キャンパスのまちづくり基本方針（平成12年9月）」等に基づいて、計画・整備を進め、開学後も地域と共生する大学として良好な環境整備に努めて参りました。 ◇今回の学術研究棟増築計画に際しましても、地域のまちづくり方針を尊重し、地域環境と共生する整備を行って参ります。 また、建築計画に伴う建物部分の緑地の減少につきましては、計画後も緑豊かなキャンパス環境が維持されますよう、さらに東側住宅地に面する部分に高木を植えるなどにより、視認性豊かな緑地景観の形成を図る予定です。</p>
<p>(2) 「鎌倉芸術館周辺地区地区計画」について ◇地区計画に基づき、文化・レクリエーション機能の形成にふさわしい土地利用</p>	<p>(2) ◇本件計画は本学における学術研究機能の充実を図るものであり、「鎌倉芸</p>

<p>用を推進すること。また、貴重な緑地空間である東山樹林（事業区域内東側の山林）については、引き続き保全に努めること。</p> <p>◇建築物等の色彩、形態等の意匠は、周囲への景観的調和に配慮すること。</p>	<p>術館周辺地区地区計画（平成13年8月13日告示）」で定められた地区計画の目標及び土地利用の方針と軌を同じくするものであります。</p> <p>また、松竹大船撮影所の時代より存する「東山樹林」につきましては、貴重な緑地資源として引き続き適切に保全して参ります。</p> <p>◇計画建築物の形態意匠及び色彩等につきましては、鎌倉市景観計画（平成19年1月）や鎌倉芸術館周辺景観形成地区（平成14年7月15日方針・基準決定告示）を踏まえ、既存建物と同様とすることで良質な地域景観の形成に寄与できるよう対応して参ります。</p>
<p>(3) 「緑化推進重点地区」及び「景観計画特定地区」について</p> <p>◇敷地内緑化により地域にうるおいを創出し、特に増築棟が望見できる砂押川沿いには中高木を植栽し、周辺の景観形成に努めること。</p>	<p>(3)</p> <p>◇本件計画は、鎌倉市緑の基本計画（平成18年7月）に基づく「緑化推進重点地区」及び鎌倉市景観計画に基づく「景観計画特定地区」内に位置することから、これらの趣旨や方針に基づく緑化や景観の形成を図ります。特に、増築棟の東側に中高木を植栽するなどにより、増築棟が望見できる砂押川沿いからの眺望や景観に配慮致します。</p>
<p>2 近隣からの眺望景観などについて</p>	
<p>近隣家屋への日照影響及び圧迫感の軽減並びにプライバシーの確保を図るため、増築棟の高さや位置の変更及び窓の配置等について検討を行い、周辺への配慮に努めること。また、増築棟の東側への高木の植栽や、東山樹林の法面の緑化に努めるなど、近隣家屋からの眺望景観に配慮すること。</p>	<p>近隣の皆様より、日照の確保及び圧迫感の軽減等についてご意見を頂いていることから、次の事項について計画の変更を行い、こうしたご意見に対処して参ります。</p> <p>①計画建築物を7階から6階に変更し、建築物の高さを約3.5m低く致します。これにより日照条件の大幅な改善と圧迫感の軽減を図ります。</p> <p>②住宅地側に計画していた屋外階段を建物内部に配置するとともに、増築棟の東側に中高木（常緑樹）を植栽することにより、圧迫感の軽減と緑豊かな景観の形成を図ります。尚、東山樹林の法面の緑化については、持続可能な緑化を検討して参ります。</p> <p>③住宅地側の窓ガラスにつきましては、4階以上を擦りガラスとして視線の交錯を防止し、プライバシーの確保に配慮して参ります。</p>